

平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	美術品補償制度に係る説明会等	担当部局庁	文化庁	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～平成25年度	担当課室	文化財部美術学芸課	美術学芸課長 江崎典宏				
会計区分	一般会計	政策・施策名	XⅢ 文化による心豊かな社会の実現 XⅢ-4 文化芸術振興のための基盤の充実					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	展覧会における美術品損害の補償に関する法律 第3条、第13条、同施行令 第4条、同施行規則 第8条	関係する計画、通知等	展覧会における美術品損害の補償に関する法律等の施行について(通知)(平成23年6月1日 23庁房第108号)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。(展覧会における美術品損害の補償に関する法律第1条(目的))							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	美術品補償制度(展覧会のために借り受けた美術品の損害に係る政府による補償制度)を運用するにあたり、申請要領配布や制度の国内外への周知、各地での説明会等を通じて、本制度の趣旨・目的、申請方法等について解説し、制度利用を促すものである。また、対象美術品に損害が発生した場合、政府は、補償契約に基づき補償金を支払う義務を負うが、補償金の支払に当たっては、損害額の査定等の政府の業務の一部を損害保険会社等に委託するものである。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算		1	1	1	-	
		補正予算		-	-	-		
		繰越し等		-	-	-		
		計		1	1	1	-	
	執行額		1	0.3				
執行率(%)			72.7%	53.8%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	契約件数		成果実績			5	5	5 (目標値は、 H23: 5件、H24: 10件)
			達成度	%		100	50	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	美術品補償制度の説明回数		活動実績 (当初見込み)			6	2	-
						10	3	(3)
単位当たりコスト	255,000(円/説明回数)		算出根拠	(職員旅費+庁費)÷説明回数				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	職員旅費	0.2 百万円	-					
	庁費	0.3 百万円	-					
	文化芸術振興委託費	0.1 百万円	-					
	計	0.6 百万円	-					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・本事業は、展覧会の開催を支援し、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とし、国民のニーズがあり優先度が高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	・支出に当たっては、各社の見積書を徴取し、比較することを通じ、競争性を担保しつつ、コスト削減に努めている。 ・美術品補償制度の適用案件が生じた際の、保険会社に補償対象損害の調査等を委託するための経費について、平成24年度は適用案件がなかったため、不用率が大きくなっている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	・美術品補償制度を通じて展覧会の開催の支援等を実施し、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を提供するものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	美術品補償制度により、(万が一に損害が生じた場合における)国の負担の下に、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に多様で優れた展覧会が開催されているとともに、海外の美術品等を紹介することによる国際文化交流の推進、審査を通じた美術館等の展覧会の企画・運営能力の向上等の効果が発揮されている。					
外部有識者の所見						
本事業においては、機会を捉えた説明等を通じて美術品補償制度の利用を促し、制度創設以降10件に本制度を適用するといった成果が上がっていると認められる。しかしながら、より効果の高い事業とするため、今後は制度の利用対象となる海外の美術館等への広報・周知を重点的に行うことにより、本制度の理解促進を行い、より一層の利用を促すといった改善を検討すべきである。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業全体改善の抜本的	所期の目的を達成したことから、平成25年度をもって廃止すべきである。ただし、今後は、制度の利用対象となる海外の美術館等への周知等に関する効率的・有効的な方法を検討した上でこれに重点化し、本制度の理解を促進、より一層の利用を促すように改善するため、新たな事業に再構築すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止	本事業については、所期の目的を達成したことから、平成25年度限りで廃止することとする。一方、今後、本制度の利用をより一層促進するため、海外の主要な美術館・博物館等を対象として、広報を実施し、制度への理解を促進する新たな事業に再構築することとする。					
備考						
展覧会における美術品損害の補償に関する法律等の施行について(通知)(平成23年6月1日 23庁房第108号)						
文化庁HP「展覧会における美術品損害の補償に関する法律等の施行について(通知)」 http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/hosyoseido/hourei.html						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	新23-0087	平成24年	0440

※平成24年度実績を記入。

文化庁
1百万円

庁費 0.1百万円 を含む

「庁費は、消耗品の購入等であり、1件100万円以上の支出はない」

【随意契約・請負】

A.(株)ジャパンプレミアム
0.2百万円

美術品補償制度の関係書類の翻訳
(和文から仏文)
※フランス語圏への制度の説明

※ 庁費等執行分

※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(株)ジャパンプレミアム			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	美術品補償制度の関係書類の翻訳	0.2			
計		0.2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ジャパンプレミアム	美術品補償制度の関係書類の翻訳	0.2	随意契約	—